

看護教育のあり方について

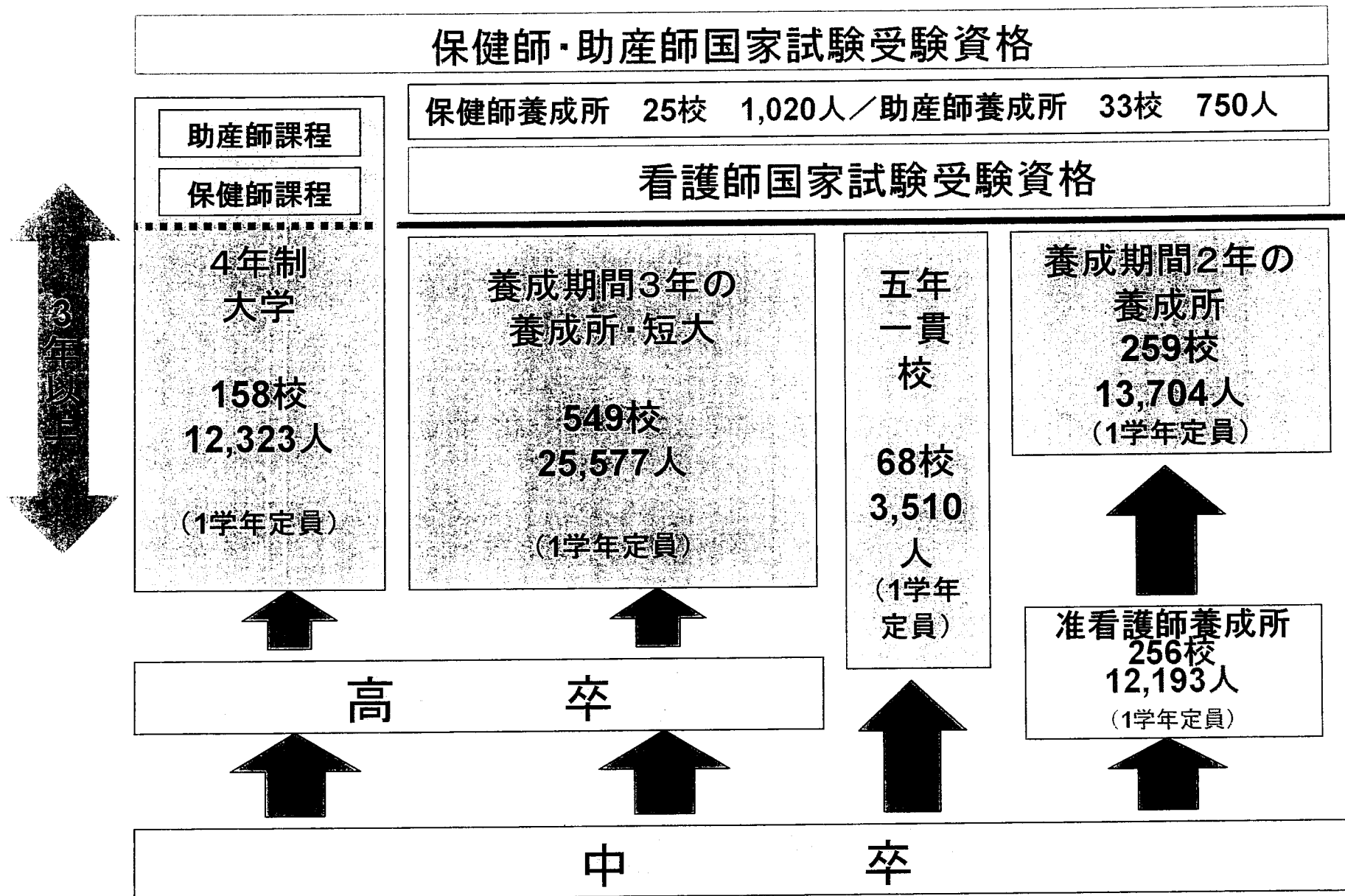
【主な検討課題】

- 高齢化、医療の高度化、在宅医療の推進等の変化に伴う医療の質の向上の必要性、また、それに伴い、医療を支える一員である看護職員を養成するための看護基礎教育の充実は重要であるとの指摘を踏まえた、看護基礎教育の体制、教育内容及び教育期間等についての見直し
- 看護職員の離職防止や定着を目指した魅力ある職場環境を整備していくことの重要性を踏まえた、看護職員が専門性を持ってキャリアアップできるようなインセンティブの付与等の支援策

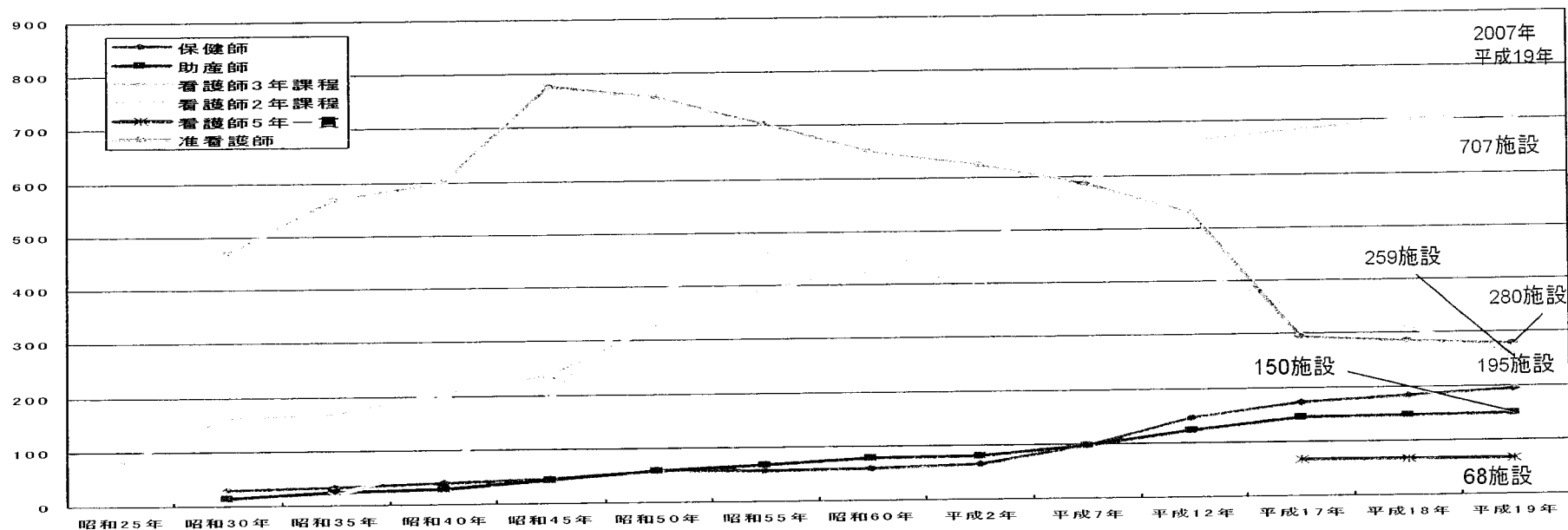
【資料項目】

1	教育機関の状況	1
2	教育環境(教員・設備等)の状況	8
3	基礎教育の状況	10
4	卒後教育の状況等	13

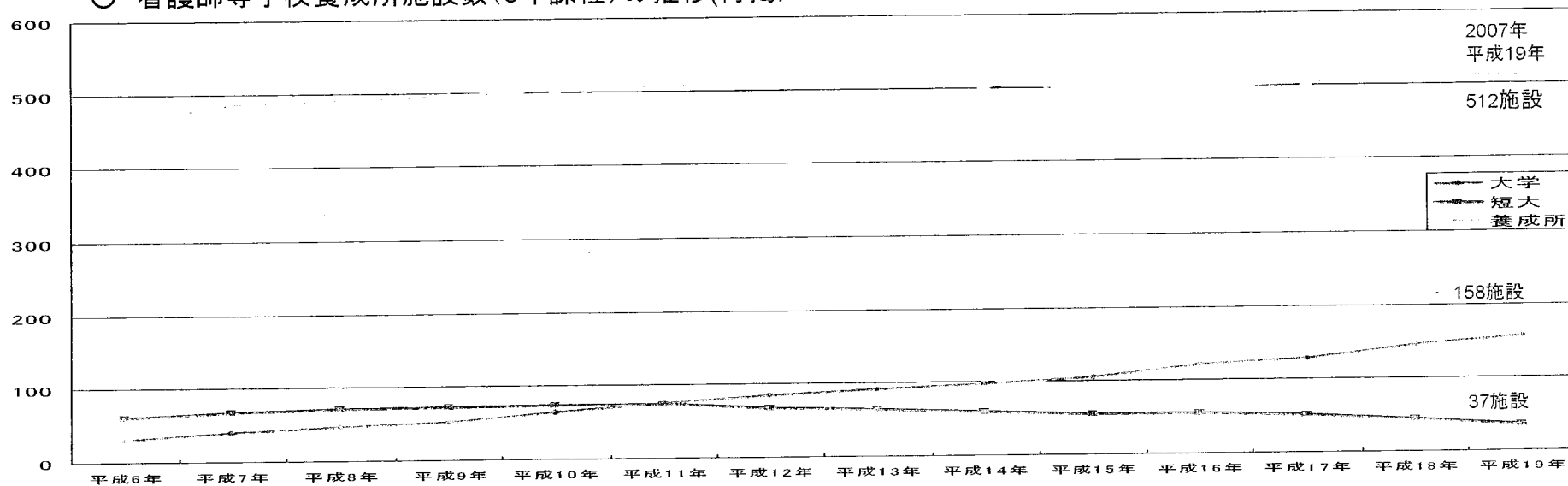
看護教育制度図 (概念図)



看護師等学校養成所施設数の推移-①

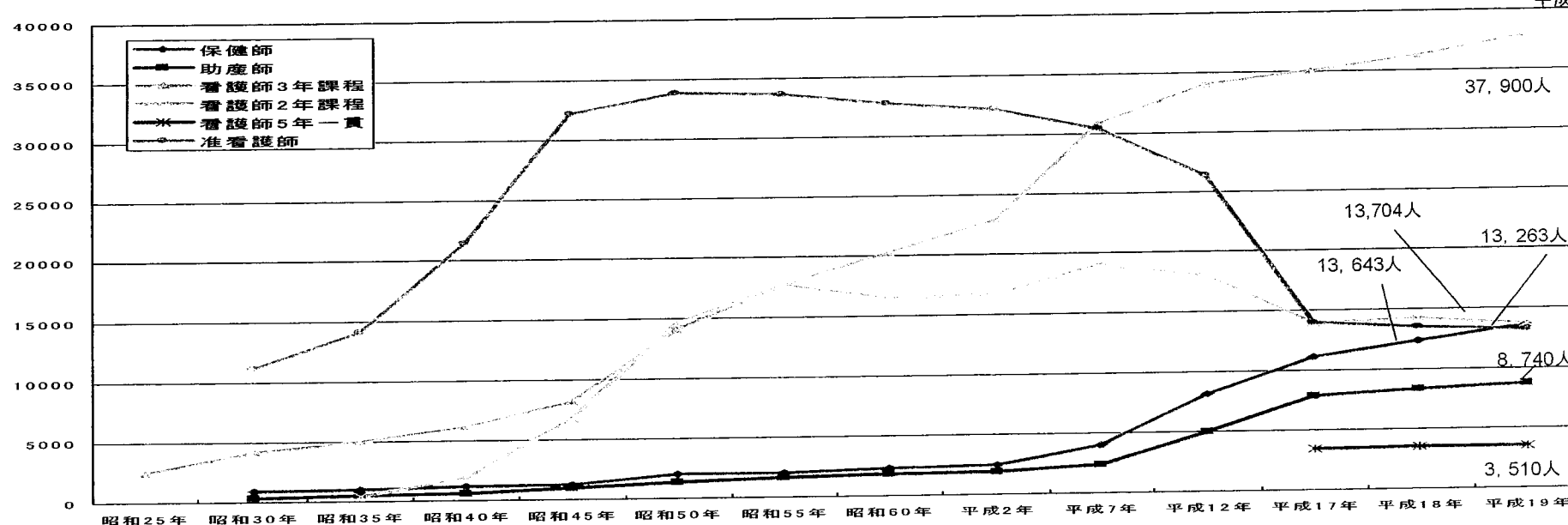


○ 看護師等学校養成所施設数(3年課程)の推移(再掲)



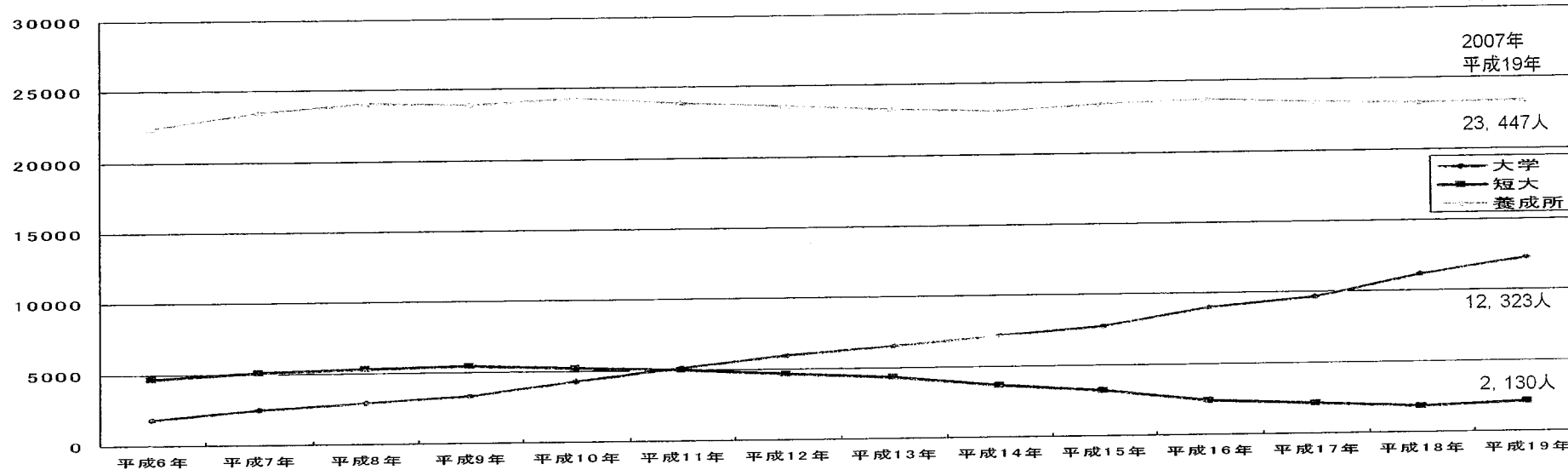
看護師等学校養成所1学年定員の推移-②

2007年
平成19年



○ 看護師等学校養成所1学年定員(3年課程)の推移(再掲)

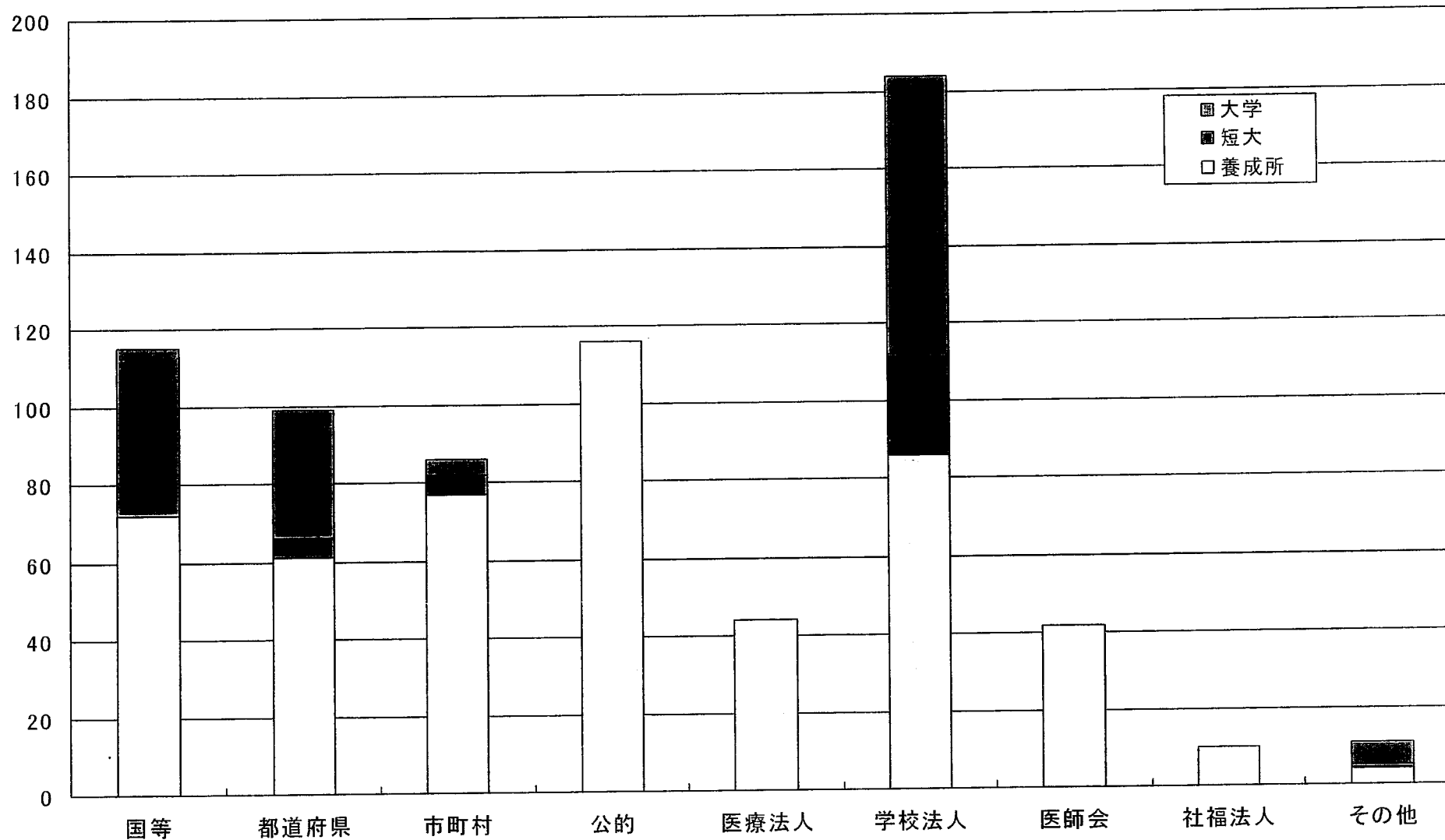
(単位:人)



厚生労働省医政局看護課調べ

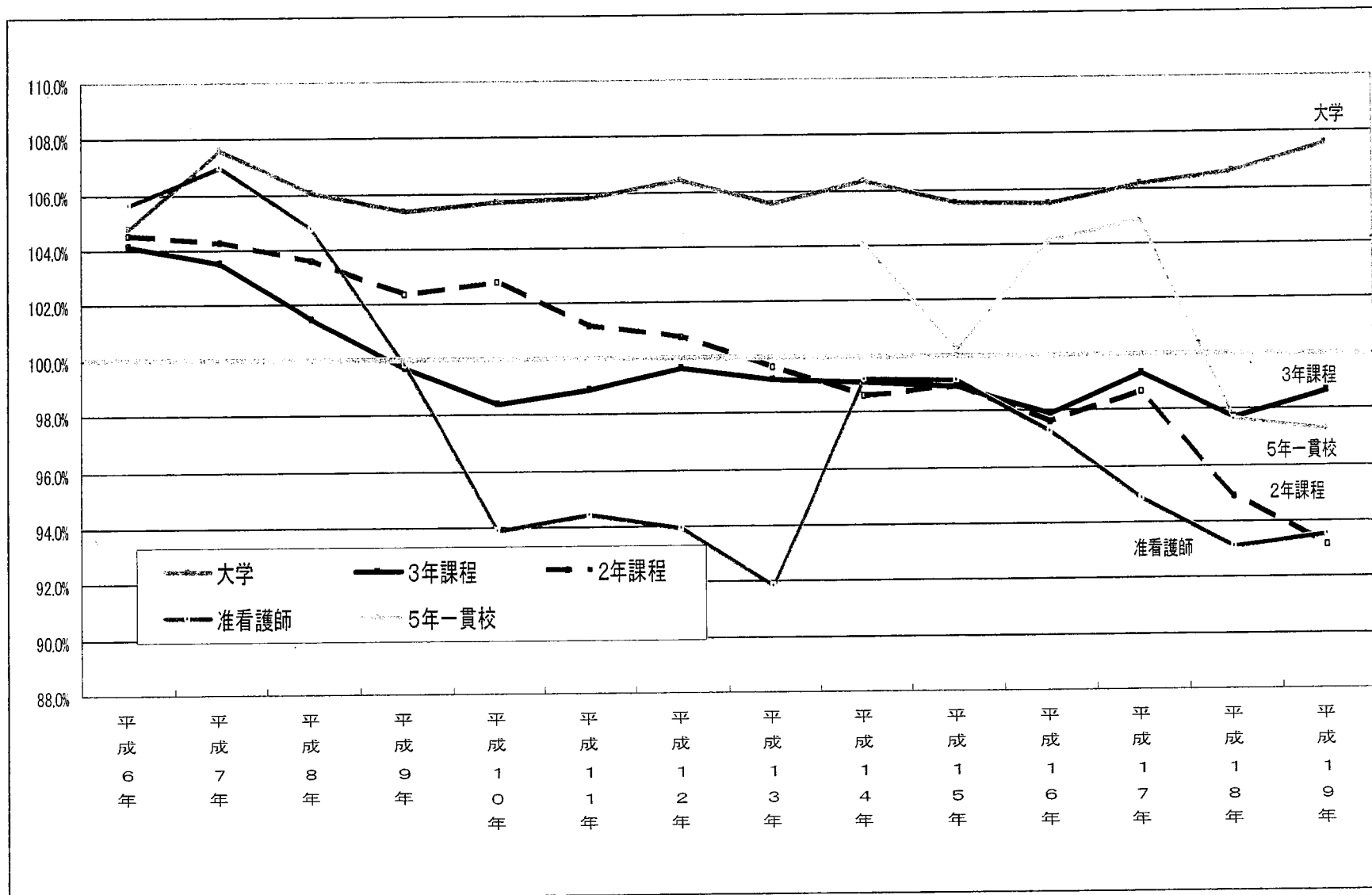
看護師3年課程学校養成所数(設置主体別)

(平成19年4月現在)



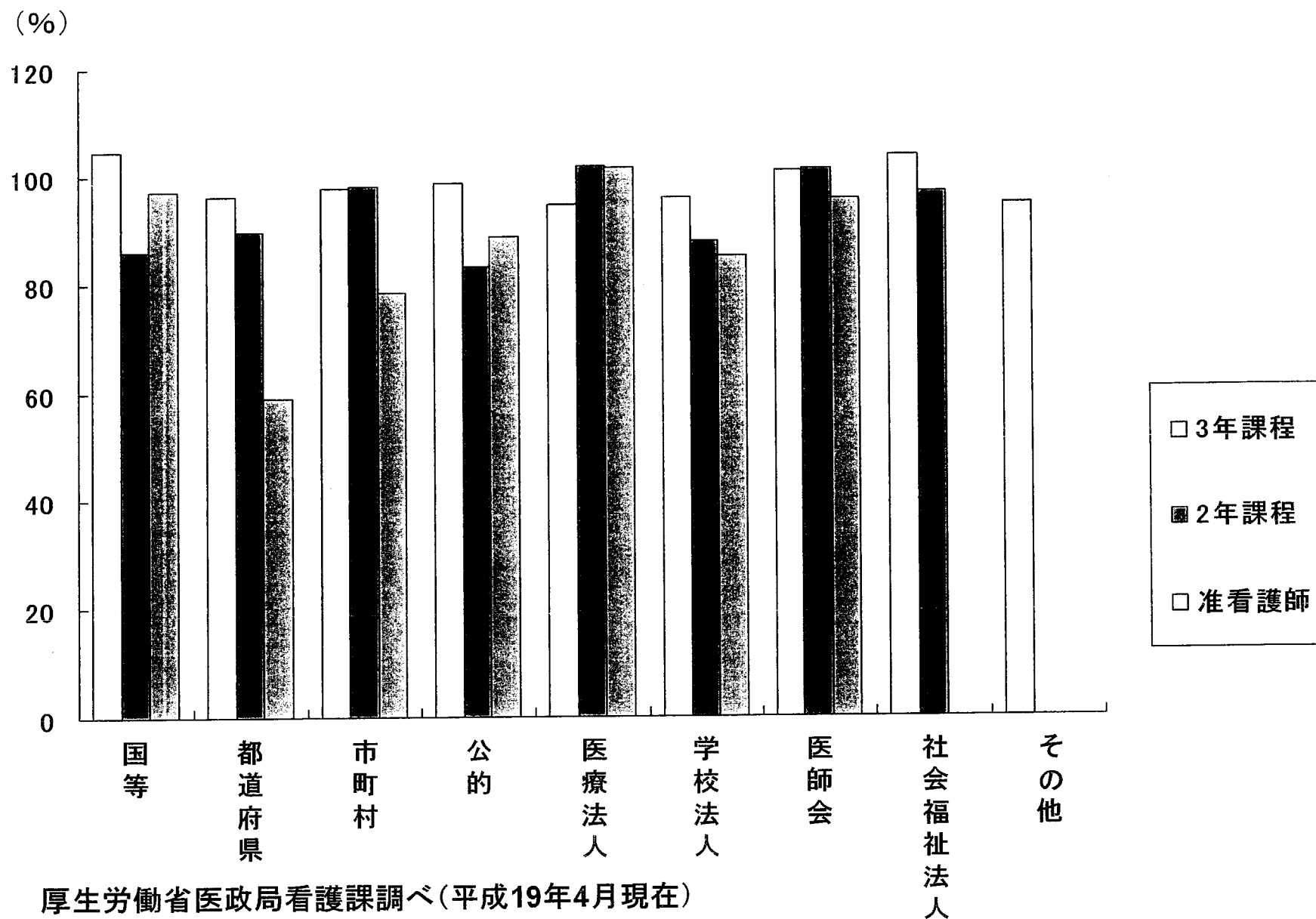
厚生労働省医政局看護課調べ

看護師等学校養成所の定員充足率の推移(平成6年～19年)



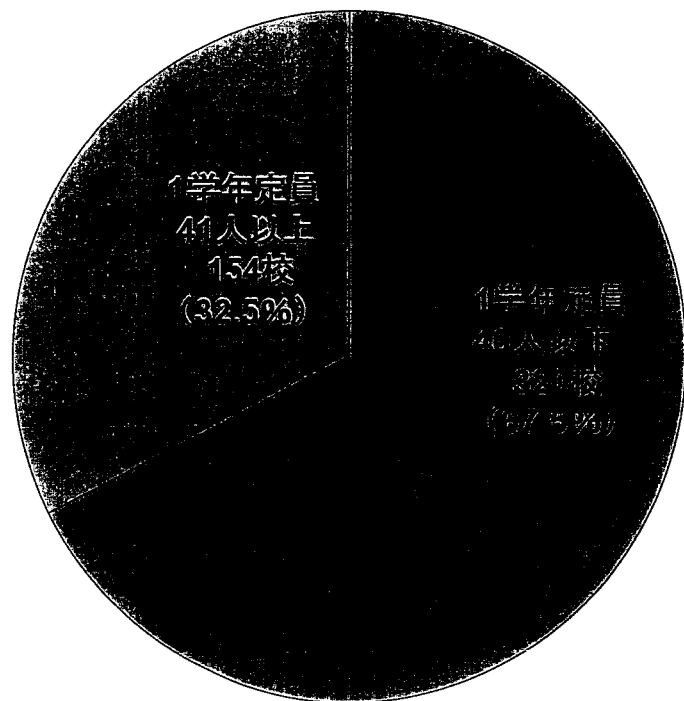
厚生労働省医政局看護課調べ

看護師等学校養成所の定員充足率(設置主体別)



看護師3年課程養成所規模別分類(平成19年4月現在)

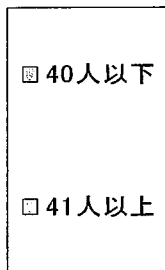
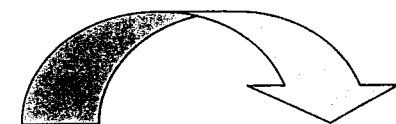
【全体】



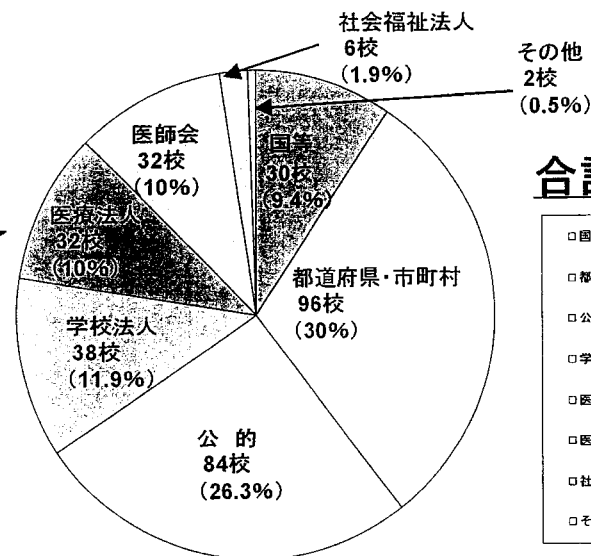
合計 474校

厚生労働省医政局看護課調べ

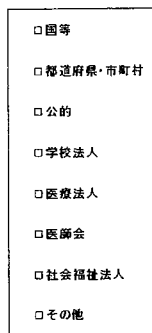
【内訳】



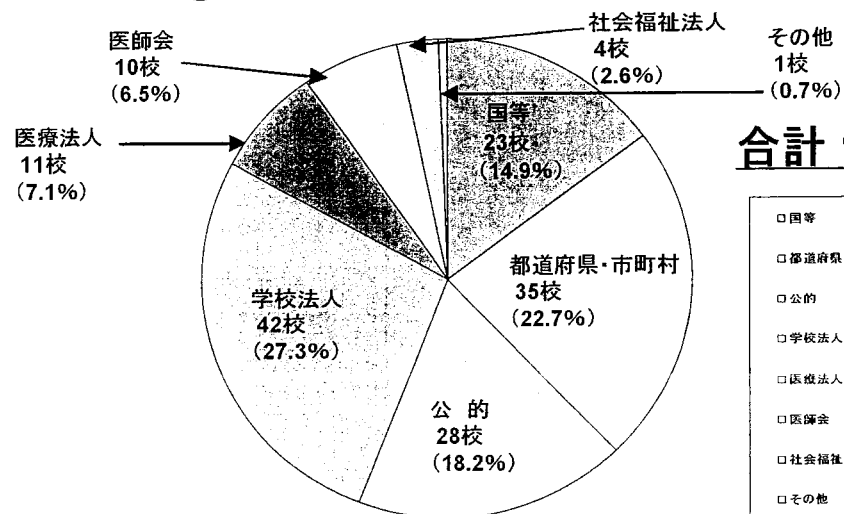
① 1学年定員が40人以下の場合



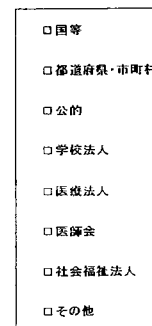
合計 320校



② 1学年定員が41人以上の場合



合計 154校



看護基礎教育環境に関する規定

大学/養成所

大学

養成所

12人以上
(1学年当たり学生50~100人の
場合)

4年間
(含. 保健師課程・助産師課程)

教授、准教授、専任講師、
助教、助手

教授・博士の学位
准教授・修士の学位
研究業績 等

教室・実習室・図書館・
体育館・運動場・研究室 等

教員数

教育年限

教員の職位

教員の資格要件

施設

8人以上
(1学年当たり学生40人以下の
場合)

3年間
(看護師課程のみ)

教務主任、専任教員

5年以上業務に従事
専任教員として必要な研修
を修了

教室・実習室・図書室 等

看護基礎教育における課程別 学校数・専任教員数・1学年定員数

(平成19年4月現在)

		学校数 (①)	専任教員数 (②)	1学年定員数 (③)	1校あたりの 1学年定員(平均) (③÷①)	1校当たりの教員数 (②÷①)
厚生労働大臣指定	看護師養成所 (3年課程)	497	4,909	22,447	45.2	9.9
	看護師養成所 (2年課程)	240	1,863	12,724	53.0	7.8
	保健師養成所	25	209	1,020	40.8	8.3
	(再掲) 保健師看護師統合 カリキュラム	12	156	600	50.0	13.0
	助産師養成所	33	119	750	22.7	3.6

厚生労働省医政局看護課調べ
* 学校数には募集中止校を含む

(平成20年5月現在)

		学校数 (①)	専任教員数 (②)	1学年定員数 (③)	1校あたりの 1学年定員(平均) (③÷①)	1校当たりの教員数 (②÷①)
文部科学大臣指定	大学	167	5,043	13,108	78.5	30.2
	短期大学	27	457	2,200	81.5	17.0
	専門学校	12	185	1,030	85.8	15.4

文部科学省高等教育局医学教育課調べ
* 募集停止中の大学、短大および、専攻科、別科、通信教育課程のデータは含まない
* 専任教員数は大学設置基準に基づく専任教員であり、常勤の助手はデータに含まれない
* 専任教員数は、学部全体の専任教員数を提出している大学もあり、看護師養成に関わらない教員数が含まれている場合がある

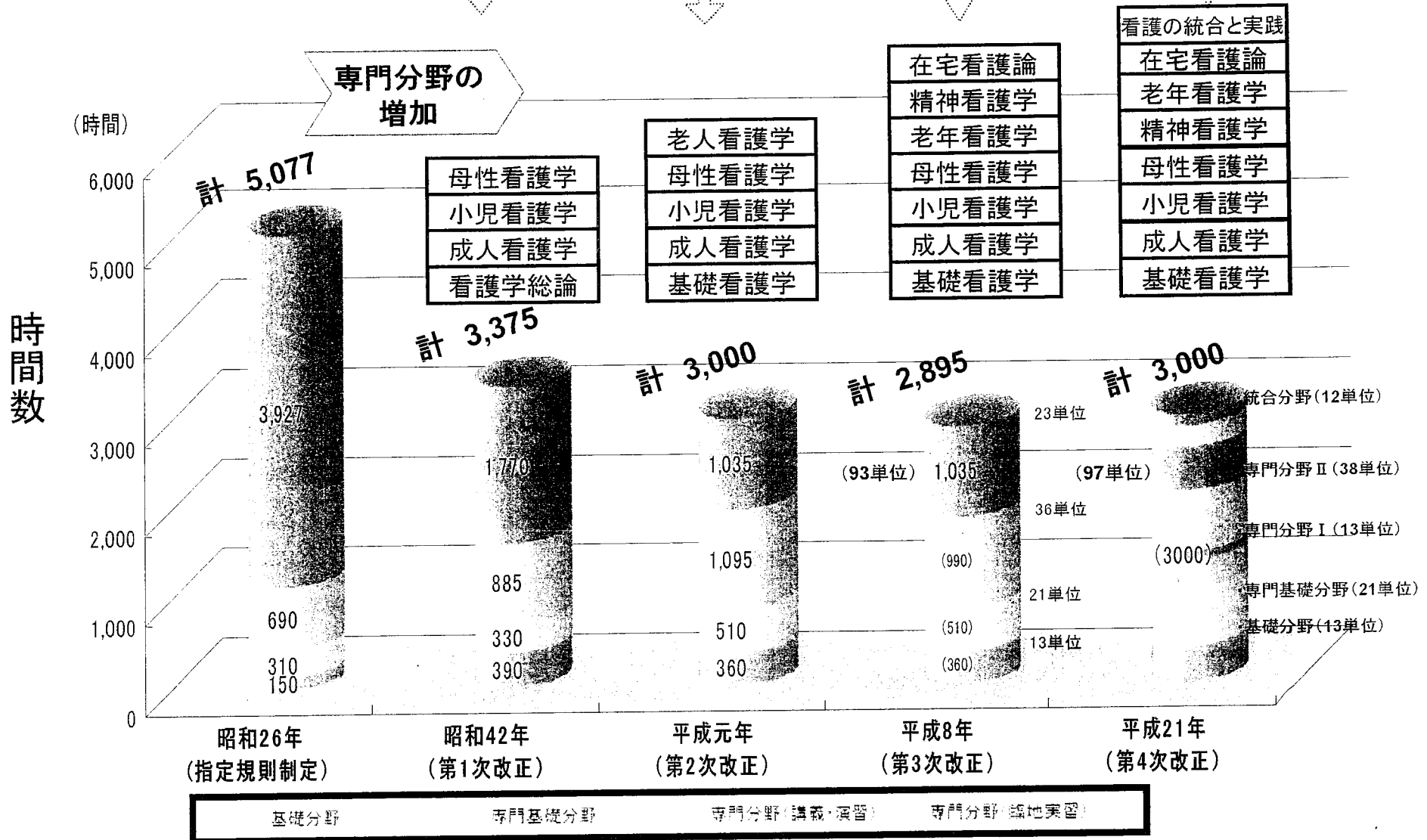
看護師3年課程 教育内容の変遷

専門科目として看護学が独立・臨床実習が各学科目の授業に組み込まれた。

専門科目は看護学のみ・精神保健・老人看護学を科目立て・授業時間を減少・カリキュラム上のゆとりが強調

教育科目から教育内容による規定に変更・教育内容の充実・単位制の導入・統合カリキュラムの提示・専任教員の専門領域担当への変更・実習施設の充実と拡大

統合分野の創設・各分野での教育内容の充実・看護基礎教育の技術項目の卒業時の到達度を明確化



◆ 平成8年より単位制が採用された。臨地実習は1単位=45時間として算出(看護師等養成所の運営に関する指導要領について)

看護教育実務関係者意見交換会

趣旨 看護基礎教育を担う関係者の方から、看護基礎教育の現状と課題、そして充実の方向性について幅広くご意見をいただき、問題を共有するとともに、提起された課題について意見交換を行う。

期間 平成20年10月2日～11月5日

参加者 全国を6ブロック、127名参加。

看護師養成所関係機関の学校長、教頭、教務主任、および学校長組織、協議会などの代表的な立場の者。

発言要旨

1. 教育内容・方法について

- ・学生の生活能力の低下、学力低下が目立ち、能力の低い学生の教育には時間がかかる。
- ・教員全員で演習を行い、実際に臨床で使用している用具を使っている。
- ・学生の能力に応じた時間外学習機会の設定をしている。

2. 教員の資質向上と確保について

- ・専任教員の絶対数が不足している。
- ・業務多忙で、専門性を高める時間が確保できない。
- ・カリキュラム改正により増えたカテゴリー（国際看護、災害看護など）を担当できる教員がいない。
- ・大学や大学院でキャリアアップした教員は、大学に引き抜かれる。
- ・7：1看護の影響で、病院の実習指導者の確保が困難。
- ・地方は特に、解剖などの基礎科目の教員確保が困難。
- ・非常勤講師が多く、演習を強化することが出来ない。
- ・報酬面などの教員を確保する魅力がないと、教員のなり手がいない。
- ・教員養成講習会の効果は非常に高い。

3. 効果的・実践的な実習方法の確立について

- ・特に母性、小児、精神、在宅の実習場所の確保が困難。
- ・実習場所の確保に労力が割かれる。
- ・大学が増えると実習場所の確保が困難になり、実習生の受け入れを断られることが増えた。
- ・男子学生の母性実習機会の確保が困難。
- ・医療安全・クレーム回避の観点から、実習では侵襲性の高い技術は経験させていない。
- ・複数の実習場に分かれてしまうため、教員は実習場を回る対応が中心となり、実習場での教育が十分出来ない。
- ・入院日数の短縮化により、看護過程の展開をすべての領域で行うことが困難。

4. その他

- ・学校で使用していた技術チェックリストを就職先の病院でも継続活用している。
- ・大学と併願の学生も多く、実際の入学者数に変動がある。
- ・入学定員の緩和をして欲しい。
- ・学生のレベルから考えると、3年間の修業年限では無理がある。
- ・受験者は沢山いるが、成績優秀な学生はほとんど看護大学へ行ってしまい、相対的に養成所の学力の低下を感じる。
- ・授業料を上げると、学力の低い学生が集まる傾向がある。